令和8年度

熊谷市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助制度のご案内

■制度の目的

この補助制度は、熊谷市内の民間建築物に施工されている吹付け建材についてアスベスト含有調査を行う建築物所有者等に対し、調査費用を補助することにより、アスベスト飛散による市民の健康被害を予防し、生活環境の保全を図るため、実施するものです。

■制度を利用できる条件

＜対象者＞

□ 建築物を所有している人又は法人、共同住宅等の管理組合

＜対象建築物＞

□ 次の全てを満たす民間建築物

- 市内にあること
- 吹付けアスベスト等の使用のおそれがあること
- 同様の補助金の交付を受けていないこと

＜その他＞

□ 熊谷市民間建築物吹付けアスベスト等含有調査事業補助金交付要綱を遵守してください

□ アスベスト含有調査は、建築物石綿含有建材調査者により実施してください

□ アスベスト含有調査は、アスベスト関係法令及び「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（一般財団法人日本建築センター発行）をご確認ください

■補助金の交付額

補助対象となる分析調査費※×10／10（上限1棟当り25万円）

※アスベスト含有調査に要する費用

■申請手続きの流れ

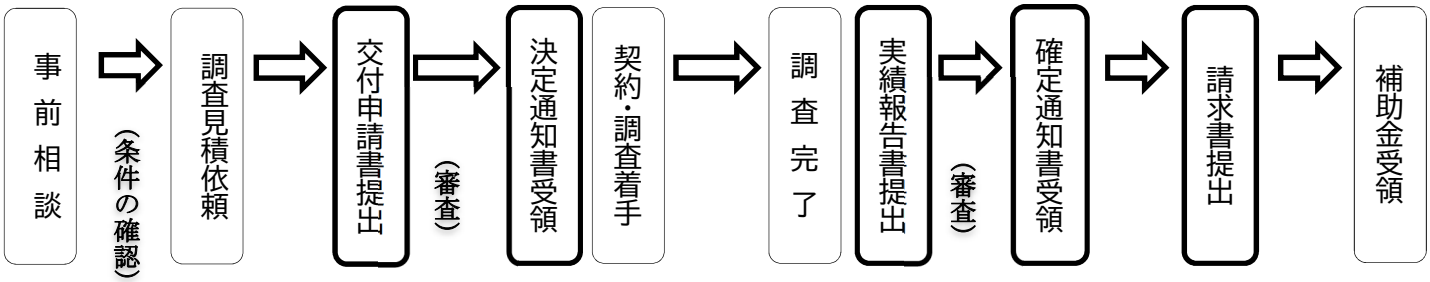

■提出書類

＜交付申請の提出書類（含有調査を行う前に提出する書類）＞
① アスベスト含有調査事業補助金交付申請書（様式第1号）
② 建築物の所有者及び建築時期が分かる書類（建物の登記事項証明書（法務局で交付しています）等）
③ 区分所有建築物（分譲マンション等）の場合、団体の代表者であることを証する書類及び、区分所有者による合意がなされている旨の書類
④ アスベスト含有調査の箇所を示す書類（配置図、建築物平面図などで対象箇所を明示したもの）
⑤ 現況写真（建物外観及び吹付け建材が施工されている箇所の状況が分かるもの）
⑥ 分析機関であることを証する書類
⑦ アスベスト含有調査に係る費用の見積書の写し
⑧ その他市長が必要と認める書類（アスベスト含有調査実施者の建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書の写し等）

＜実績報告の提出書類（含有調査の終了後に提出する書類）＞
① アスベスト含有調査事業完了実績報告書（様式第４号）
② 請負者と締結した契約書の写し
③ 領収書等の写し及び請求内訳書
④ 分析調査結果報告書等の写し
⑤ 調査箇所の採取中写真及び採取後の現場写真
⑥ その他市長が必要と認める書類
※実績報告書審査により、適当と認めたときは、確定通知書をお送りいたします。
確定通知書受領後、アスベスト含有調査事業補助金交付請求書（様式第６号）をご提出ください。

■その他

・申請内容に変更がある場合、調査を中止する場合などは、あらかじめご相談ください。
・当制度の要綱に違反したときは、補助金交付決定の取り消し又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還していただく場合があります。

■申請受付期間

令和 ８年 ４ 月 １ 日から令和 9年 ２ 月 末日（補助金交付請求書の提出期限です）まで
※予算に達し次第、受付終了となります。

■申請窓口・問い合わせ先

熊谷市都市整備部建築審査課（担当：指導係）
〒360-0195 熊谷市中曽根 654 番地１ 大里庁舎２階
TEL：0493-39-4809（直通） FAX：0493-39-5603
各申請書の様式は、熊谷市ホームページからダウンロードできます。